

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 28205
地域名 (地域内農業集落名)	千草甲 (野旦田)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	6.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0 ha
② 田の面積	6.7 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻と露地野菜・いちじくの農業経営が中心であるが、小さい集落で、担い手も少なく、また農地は基盤整備ができていないことに加え、近年増加している鳥獣被害にも悩まされており、10年後には耕作放棄田が増加する懸念がある。農地一区画の面積も小さく、農道も狭い為、大型機械による効率化もできず、地区外からの担い手の呼び込みも難しいのが現状となっている。一方、他地域からの若手が新規就農し、地域の農地を集積しつつ、農業を始めたことから、これまでの地域の農地を今後担う者が全くいない状況は変わり、集落に少しだけ活気が出てきている。

農業者:16人(うち、50歳未満2人)、他地区からの新規就農2人(うち、50歳未満2人)組織:農地・水環境保全隊(構成員19人)

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻と露地野菜・いちじく栽培をメインに農業を行っているが、水稻関係の機械が壊れた段階で水稻作付けをしなくなる農家が益々増えると想定され、10年後には担い手は3名まで減少していると考えられるため、農地の利用のあり方や農道や水路、あぜなどをどのようにして管理していくかも考える必要がある。
また、新規就農者の受け入れを促進できるよう地域内での体制づくりの検討を進めることが重要である。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
地域農業を担う者の高齢化が進んでいることから、農業後継者に経営を移譲した農家や移住による新規就農者などが現れたら優先的に農地を集積していく。また、農地・水環境保全隊と連携を図り耕作放棄田とならないよう取り組む。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率
			0 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
基盤整備が行われていない現状では、すでに耕作放棄田が発生しており、耕作可能な農地から耕作放棄田が出ないよう、担い手に集積していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手が高齢化となっており、規模拡大志向の農家も少ないなか、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を進めていく。(現在利用権設定されている農地は、期間満了を待ってから農地中間管理機構を活用することとする。)
(3)基盤整備事業への取組
地域内では基盤整備が出来ていない状況で、要因として農地からの宅地化及び高齢化による耕作放棄田であり、現時点では話も進んでいない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
当地域では、後継者の殆どは農業をやらないことが想定されており、今後、地域の農地については地域で守っていくことを基本とする。また、新規就農者へは地域一体となって支援に取り組んで行く。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
⑤いちじくに加え、地域にあった新たな果樹の生産を検討する。
⑦多面的機能支払を活用し、地域ぐるみで農地の保全管理を行う。
⑨引き続き耕畜連携の取り組みを推進する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	その他農業者(16名)	水稻、野菜、果樹	6.9 ha	ha	水稻、野菜、果樹	3 ha	ha	グレー	
	耕作者未定		ha	ha		3.9 ha	ha	茶色	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	2経営体		6.9 ha	0 ha		6.9 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。